

令和 6 年度 第 1 回東かがわ市地域公共交通活性化協議会

【日程】 令和 6 年 5 月 23 日発送

【摘要】 書面による開催

下記次第に沿って、別紙の説明資料に詳細を記載しておりますので御確認いただき、ご審議願います。

会 次 第

1 後任委員について

2 議事

議事 1 東かがわ市地域公共交通計画の一部改正について

議事 2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金）の認定申請について

令和 6 年度 第 1 回東かがわ市地域公共交通活性化協議会 説明資料

1 後任委員について

下記のとおり組織の異動等に伴い、2 名の委員に変更がありましたので報告します。

所属	前任委員氏名	後任委員氏名
東かがわ警察署	宮地 俊哉	吉田 宏之
四国地方整備局香川河川国道事務所	鹿児島 康一	大久保 剛貴

2 議事

議事 1 東かがわ市地域公共交通計画の一部改正について

大川自動車株式会社が運行する引田線及び五名福栄線が、令和 6 年 4 月より人員不足等の影響を受けて減便されることとなりました。本市としてもバス路線の持続可能な運行を支援するため、令和 6 年度より路線バスの運行経費の一部を補助する東かがわ市地域間幹線系統確保維持費補助金制度を新設しました。

当該補助制度の新設に伴い、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を受けるため、別紙 1 のとおり東かがわ市地域公共交通計画の一部改正を行うものです。なお、変更内容につきましては、国庫補助金制度の活用に必要な部分のみを見直すこととしております。

東かがわ市地域公共交通計画の一部改正について、ご承認をお願いします。

議事 2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請について

議事 1 にて示したとおり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を受けるため、別紙 2 のとおり国土交通大臣に対して補助金の認定申請を行うものです。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定により、認定申請は東かがわ市地域公共交通活性化協議会名で行うこととなります。なお、その他の添付書類など手続きの詳細については、今後運輸局と調整の上対応していく予定です。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請についてのご承認をお願いします。

路線バス

- 大川自動車(株)が引田～高松間に引田線を、五名～白鳥・三本松間に五名福栄線を運行しています。
- 徳島バス(株)が翼山温泉～鳴門駅間に引田線を運行しています。

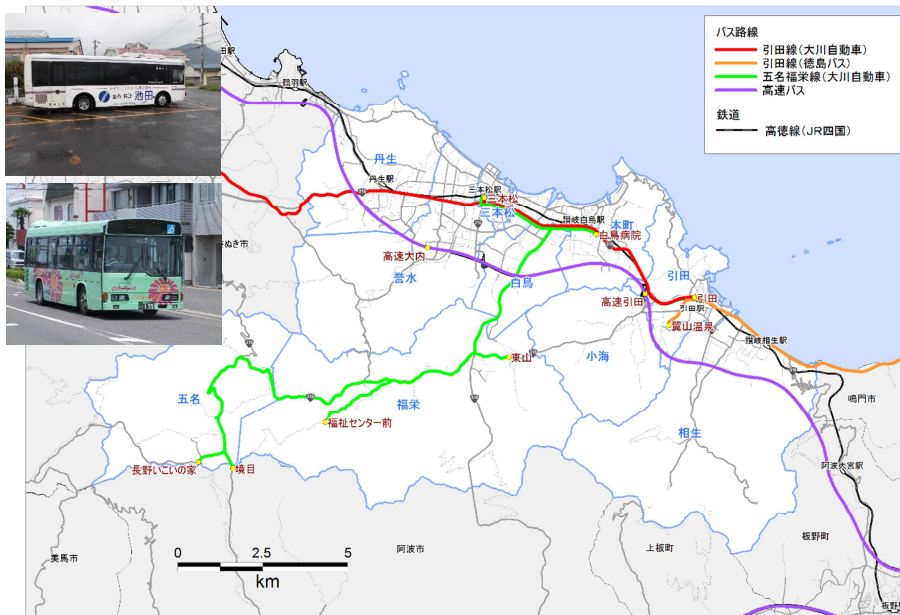


図 25 路線バス路線網

表 6 市内を運行する路線バスの運行状況(2020 年 10 月現在)

ID	運行事業者	路線	事業許可区分	運行態様	主な起終点	関係市町
1	大川自動車(株)	<u>引田線</u>	4 条乗合	路線定期	引田～高松駅	さぬき市 三木町 高松市
2	大川自動車(株)	<u>五名福栄線</u>	4 条乗合	路線定期	境目～三本松	阿波市
3	徳島バス(株)	<u>引田線</u>	4 条乗合	路線定期	翼山温泉～鳴門駅	鳴門市

出典：大川自動車(株)、徳島バス(株)

コメント 1 橋本 裕生

○計画変更の趣旨

五名福栄線の減便及び市地域間幹線系統等確保維持補助金制度の新設にあたり、市の補助制度に対する国補助金(フィーダー補助金)の交付を受けるため、その申請に際して必要な市地域公共交通計画の見直しを行うもの。

なお、今回の計画変更はフィーダー補助金の申請にかかるもので、それに必要な最低限の変更のみを行うもの。

○変更の概要

フィーダー補助金の対象となる五名福栄線について、フィーダー補助を活用する必要性、路線の位置づけなどを追加する。

○具体的な変更箇所

①市地域公共交通計画の P23 路線バスの項目、表 6 の一部修正

②同項目に各路線の特徴を追加

コメント 2 橋本 裕生

○変更点①

国土交通省の計画策定の手引きを参考に、市内バス路線の「事業許可区分」及び「運行態様」を記載する。

なお、上記の追加にあわせて「起終点・経由地等」「運行回数」の記載は削除する。

各路線の特徴

■引田線

市内の拠点間を連絡するとともに、高松市の高松駅に直通していることから、通勤通学や買い物、通院等の日常生活だけでなく、観光やビジネス等の多様な目的での移動を担う地域間幹線です。市役所や病院も経由地であり、引田駅と三本松駅を結んでいることから、他モードと連携するなど、公共交通ネットワークを構築する上で非常に重要な役割を担ってます。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保、維持する必要があります。

■五名福栄線

市内の主要駅である三本松駅を起点に、病院や商業施設を経由して山間部の五名地区まで運行しており、市内の山間部と中心部間の移動手段としての役割を担っています。また、三本松駅では、引田線や JR 高德線への接続により広域への移動も可能とするなど、幹線交通を補完する欠かせない路線です。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保、維持する必要があるため、**フィーダー補助金等の国庫補助金を活用することで、持続可能な運行を目指します。**

■引田線

鳴門市と徳島バスの協定路線で、鳴門市の鳴門駅を起点に市内の引田駅や翼山温泉までを終点として運行しています。

コメント 3

橋本 裕生

○変更点②

国土交通省の計画策定の手引きを参考に、各路線バスの特徴として、位置づけ等を記載する。また、フィーダー補助金の申請を予定している五名福栄線については、フィーダー補助金活用の必要性を記載(黄色マーカー部分)する。

コメント 4

橋本 裕生

各路線の特徴を追加したことで1 ページ追加。それに伴い P24 以降頁番号がずれる。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和 6 年 6 月 日

(名称) 東かがわ市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東かがわ市においては、四国旅客鉄道が本市を經由して高松市と徳島市を結んで運行する鉄道（高德線）と大川自動車が高松市と本市を結んで運行する路線バス（引田線）が、幹線交通の役割を担っている。また、大川バスが市域内の市街地域と山間部を結んで運行する路線バス（五名福栄線）とタクシー事業者が、幹線交通への接続を含め、地域内交通としての役割を担っている。

これらの公共交通については、車を運転できない高齢者の通院や買い物利用、学生の通学利用等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自動車社会の進展により、利用者は減少傾向にあり、収支悪化による公共交通事業者の負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、令和6年度からは、大川バスが運転士不足により、市内路線バスの減便を行っており、市民の生活に不可欠なバス路線の存続に努めることの重要性が高まっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、五名福栄線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

民間事業者が運行する市内路線バスの運行を支援することで、路線バス事業の収支を改善し、持続可能な路線バス運行に資するもの。

評価指標	目標値		
	R2(計画策定時)	R5 年度	R7 年度
市内路線バスの収支差	-5,775 万円	-5,353 万円	計画策定時より改善

(2) 事業の効果

市内バス路線を維持することにより、路線沿線の高齢者や学生等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できることで、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市と鉄道事業者、路線バス事業者の3者の役割分担により、鉄道の通学定期券の所有者を対象とした路線バスの無料化事業を実施（東かがわ市・路線バス事業者・鉄道事業者）
- ・小学校等における乗り方教室の実施（東かがわ市・路線バス事業者）
- ・市内路線バスの赤字額に対して支援する補助制度をR6年度より実施（東かがわ市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者 (運行系統) ・ 大川バス 五名福栄線 (運送予定者) ・ 大川自動車株式会社
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用 総額のうち、東かがわ市から運行事業者への補助金額については、R6 年度より新たに運行 収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の一部を予算の範囲内で補助する制 度を導入することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・ 定期的な OD 調査や乗降調査の実施 ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和元年8月16日（第1回）東かがわ市地域公共交通活性化協議会を設立し、東かがわ市地域公共交通計画の策定に向けた検討を実施、令和3年2月21日の第5回会議にて市地域公共交通計画が承認された。

・令和3年度以降も市地域公共交通計画の進捗確認等のため、年2・3回程度協議会を開催している。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・市地域公共交通計画策定時に市民アンケート等により意見を聴取し反映させた。
- ・市地域公共交通活性化協議会に市地域コミュニティ連絡協議会※の会長及び副会長が委員として参画している。

※地域活動を総合的かつ主体的に担うことを目的とし、かつ、当該地域の住民、自治会、各種団体、法人等により構成され、自律的な運営が行われる団体として、市長が認定した協議会である地域コミュニティ協議会の会長等で組織されるもので、地域協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 香川県東かがわ市湊 1847-1

(所 属) 総務部地域創生課

(氏 名) 橋本裕生

(電 話) 0879-26-1276

(e-mail) hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

東かがわ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

別表（第3条関係）

R06.04.01現在

(順不同、敬称略)

No	所属等	役職・氏名	備考
1	大川自動車株式会社	運輸部長 上野 尚昭	規約第3条2号
2	東讃共同株式会社	代表取締役 原田 信行	規約第3条2号
3	有限会社白鳥タクシー	代表取締役 木村 博	規約第3条2号
4	四国旅客鉄道株式会社総合企画本部	担当課長 上野 智弘	規約第3条2号
5	地域コミュニティ連絡協議会	会長 小北 逸郎	規約第3条6号
6	地域コミュニティ連絡協議会	副会長 狩野 直喜	規約第3条6号
7	地域コミュニティ連絡協議会	副会長 工藤 邦彰	規約第3条6号
8	香川高等専門学校建設環境工学科	教授 宮崎 耕輔	規約第3条5号
9	香川大学経済学部	副学長 原 直行	規約第3条5号
10	四国運輸局交通政策部交通企画課	課長 木村 圭佑	規約第3条3号
11	東かがわ警察署	交通課長 吉田 宏之	規約第3条3号
12	香川県長尾土木事務所	防災・監督主幹 藤平 依彦	規約第3条3号
13	四国地方整備局香川河川国道事務所	道路調査課長 大久保 剛貴	規約第3条3号
14	香川県交流推進部	交通政策課長 十川 裕史	規約第3条3号
15	東かがわ市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター 三好 裕美	規約第3条6号
16	東かがわ市観光協会	事務局長 尾崎 弘	規約第3条6号
17	東かがわ市	副市長 久保 輝起	規約第3条1号
18	東かがわ市総務部	部長 酒井 眞司	規約第3条3号
19	東かがわ市市民部	部長 小田 美香	規約第3条3号
20	東かがわ市事業部	部長 川田 真一	規約第3条3号
21	東かがわ市教育委員会	部長 片山 竜治	規約第3条3号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(一部抜粋)

(地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。

第2節地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。